

2012.5

CSR トピックス <2012 No.2>

CSR トピックスは、CSR（企業の社会的責任）およびこれに関連する「内部統制」「コンプライアンス（法令等遵守）」「リスクマネジメント」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「労働安全衛生」「従業員満足」「人権」「社会貢献」「CSR 調達」等の諸テーマについて、国内外の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2012 年 3 月に公開された国内の CSR 等に関する主な動向をご紹介します、コメントします。

<コーポレートガバナンス>

○経済産業省がコーポレートガバナンスの在り方に関する研究会を発足

（関連情報：経済産業省ホームページ）

経済産業省は 3 月 7 日、「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」を開催した。

本研究会は、昨年発覚した一部上場企業のコーポレートガバナンスに関する問題や法制審議会の議論、東京証券取引所における独立役員制度の議論等を受け、経済産業省が独自の検討に着手したもの。日本企業の経営実態を踏まえつつ、コーポレートガバナンスの在り方や社外取締役が本来果たすべき機能・意義などを検証する。

本研究会は、会社法学者や企業経営者、海外投資家から運用を受託している日本の機関投資家、企業法務に強い弁護士などで構成され、毎月 1 回程度開催し、今年の秋を目処に報告書をまとめるという。



Point!

本文にもあるとおり、本研究会は日本企業のコーポレートガバナンスに関する議論が活発化していることを受けて発足したものです。特に論点となっているのが、会社法改正中間試案でも提示された「社外取締役の設置の義務化」です。

ともすれば、設置義務化の是非ばかりが論じられがちですが、本来企業として考えるべきは、企業価値向上のために適切な企業統治の仕組みを構築・運用すると同時に、社外取締役の社外ならではの提言機能や監督機能をいかに発揮させるかにあります。本研究会の動向を注視しつつ、自社におけるコーポレートガバナンスのあり方を再検討することが大切です。

<情報開示>

○経済広報センターが「第 15 回 生活者の"企業観"に関する調査」結果を公表

（関連情報：2012 年 3 月 12 日 朝日新聞、同センターホームページ）

（財）経済広報センターは、社会が企業をどのように評価しているかを、定点観測するため、「第 15 回 生活者の"企業観"に関する調査」を実施し、その調査結果を公表した。

同調査は、様々な職種、世代で構成される「社会公聴会員」（4,054 人）の中で、インターネットで回答可能な「e ネット社会公聴会員」（3,145 人）を対象に、2011 年 12 月 8 日から 12 月 19 日にかけて実施（有効回答数：63.9%）、「企業に対する認識」や「企業に対する信頼度」のほか、「信頼を勝ち得るための重要事項」、「企業からの発信で不足している情報」などを調査。

「企業からの発信で不足している情報」は何かという問いに対して、「不良品や不祥事に関する情報」が 57%で最多、男女共に一番不足している情報だと感じ、次ぐ「企業の社会的責任に関する方針・行動指針に関する情報」(38%)、「企業理念やビジョンなど、経営の考え方に関する情報」(37%) を大きく上回る結果となった。



Point!

本調査結果からは、生活者が企業を評価する上で、不良品や不祥事に関する情報といったネガティブ情報発信にも着目する傾向にあることがうかがえます。

事件・事故・企業不祥事が発生した際における広報では、ステークホルダーが自社に何を期待しているかを意識して、適切な対策基本方針・広報方針を立案・決定し、実践していくことが求められています。本結果は、改めてその重要性を示すものといえます。

<コンプライアンス>

○日本証券業協会「J アイリス」への登録が 2012 年 2 月末で全上場企業の 6 割を超える

(関連情報：2012 年 3 月 7 日 日本経済新聞、日本証券業協会ホームページ)

日本証券業協会は、役員らによるインサイダー取引を未然に防止するシステム「J アイリス」(内部者登録・照会システム)への登録が 2012 年 2 月末で 2,154 社に達し、全上場企業に占める割合が 6 割を超えたと発表した(なお、同会 HP によると、2012 年 4 月 2 日現在、61.53%にあたる 2,196 社が登録)。

同協会および各証券取引所は共同で、未登録会社への個別訪問等によるアプローチなどを積極的に実施した結果、8 ヶ月間で 365 社が新規登録。同協会は今後も、「J アイリス」への登録促進を強化していく予定。



Point!

「J アイリス」は、役員らの株式売買に際して、証券会社による登録情報との照会、本人確認を通じて、インサイダー取引の早期発見、抑止効果を狙ったシステムであり、多くの企業がその有効性に期待して登録を進めている実態がうかがえます。

しかし、同システムへの登録や登録内容の更新は義務付けられてはいないこともあり、抑止的効果の面には限界があるといえます。

役員のみならず従業員も含め、インサイダー取引は未だ後を絶ちません。役職員に対するインサイダー取引に関する正確な知識の付与、予防のためのルールや事前報告制度の整備、重要情報管理の徹底、違反事例を題材とした教育による遵法意識の醸成など、多面的な施策を講じていくことが大切です。

<環境>

○サッポロ不動産開発が恵比寿ガーデンプレイスで「ミツバチ」の飼育を開始

(関連情報：2012 年 3 月 8 日 サッポロホールディングスホームページ他)

サッポロホールディングス傘下のサッポロ不動産開発は、本年 3 月 8 日より保有物件である「恵比寿ガーデンプレイス」(渋谷区恵比寿)内のサッポロビール本社棟 3F テラスにおいて、ミツバチの飼育を開始した。

サッポログループは 2010 年から札幌中心部のビルの屋上でセイヨウミツバチの飼育を始め、採蜜した蜂蜜を使った「さっぱり」ブランドの商品の店頭販売などを行ってきた。

このたび恵比寿で飼育するのはミツバチの中でもからだ小さく、毒性の弱い種類にあたるニホンミツバチ。ミツバチの生育環境を整えるためにビル内に緑地・菜園を整備し、飼育はサッポログループ社員が行う。



Point!

本件は、環境指標生物（その生物の生息していることが当該地域の自然環境の豊かさのバロメーターとなる種）であるミツバチの飼育のために、札幌や恵比寿にある同社グループのビル内に緑地・菜園を整備することを通して、周辺地域の自然環境を豊かにすることを目指した取組です。

緑地整備による地域の環境保全への寄与に留まらず、社員の参画による環境保全・生態系保全意識の向上や関連ブランド商品の販売によるアピールを通じた同グループ自体のイメージアップなどの効果も期待できる取組として本件は参考になります。

海外トピックス：2012年3月に公開された海外のCSR等に関する主な動向をご紹介します、コメントします。

○ウォルト・ディズニーが、期限付き・定量評価可能なCSR行動計画を策定開始

（関連情報：2012年3月29日 同社プレスリリース）

米のメディア・娯楽大手のウォルト・ディズニーは3月29日、同社のCSR行動計画「Citizenship Target 2012」を発表した。

計画では、同社の3つの行動指針を実現するための具体的要素を“Commitments（必達目標）”として提示。それぞれの必達目標をさらに細分化して複数の“Target（達成目標）”を設定した。すべての達成目標は、2012年から2020年までの範囲で実行・達成の期限付き。また、原則的にその達成度を定量的に評価可能な項目で構成している。

同社では、今後発行する年次のCSR報告書で、行動計画の達成度を評価・公表していくとしている。

行動計画における必達目標は次の通り。

行動指針	倫理的に行動・創造し、人類と地球への影響を考慮し判断・決定する。	子どもと家族の幸福と健康を守る。	よりよい世界の実現のため、子どもと家族を元気づける。
必達目標	▶ 環境資源の使用量の削減 ▶ 相互の尊重と多様性のある職場の実現 ▶ 戦略的な社会貢献活動 ▶ 製品安全 ▶ 適正なガバナンス ▶ 人権の尊重	▶ 子どもの健全な成長のための保護者との連携 ▶ 保護者とのエンゲージメント強化 ▶ 健全な商品・サービスの提供とマーケティング ▶ 子どもの安全や成長度、多様性に即した商品・サービスの提供	▶ よき市民としての活動機会の提供・促進 ▶ 社会的弱者への支援の促進 ▶ 子どもの創造性養成の支援



Point!

同社のCSR行動計画の特徴は、CSRのビジョン実現に必要な具体的目標について達成度の客観的評価が可能な項目で構成し、かつ達成期限を決めていることです。このため、ス

ステークホルダーは、同行動計画を精査することで、同社の活動が同社の CSR ビジョンに沿っているか、ビジョン実現に向けて然るべき成果を挙げているかを評価できます。近年、企業の CSR 活動の内容だけでなく、その成果についても、ステークホルダーから厳しく評価されています。自社の活動の成果を客観的かつ分かりやすくステークホルダーに伝える手法として、同社の例は参考になります。

OGRI ガイドラインの第 4 版作成に向けたパブリックコメント結果を公表

(関連情報：2012 年 3 月 7 日 GRI プレスリリース)

CSR (持続可能性) 報告書の国際的なガイドライン「グローバル・レポーティング・イニシアティブ (以下 GRI)」は 3 月 7 日、2013 年に完成を予定している同ガイドラインの第 4 版 (G4) の作成作業に先立ち昨年 8～9 月に実施したパブリックコメントの結果を発表した。

GRI は、G 4 の作成に当たり、多様なステークホルダーの意見を集約・反映するため、ステークホルダー代表で構成されるワーキンググループ (WG) が作成作業に当たるプロセスを採用。その上で、さらに広く意見を収集する方法としてパブリックコメントを実施した。インターネットを介して実施したパブリックコメントには、約 1 カ月の期間中に 2300 人から意見が寄せられた。各質問項目について、上位に挙げた回答は以下の通り。

<質問>CSR 報告書に記載を必須とする項目

<回答>

- ・組織の持続可能性に関する戦略
- ・組織に重要な影響を与える要素の説明
- ・組織の重要課題に関する達成目標とその評価指標
- ・組織の事業活動で生じる経済・環境・社会に関するリスクと機会の説明

<質問>CSR 報告書発行済の組織で、自らの報告書に重要課題として記載すると回答した項目

<回答>

- ・エネルギー・資源の使用状況
- ・地域社会への関与 (地域投資、社会貢献等を含む)
- ・温室効果ガスや廃棄物の排出
- ・労働安全衛生
- ・水資源
- ・財務情報

<質問>G4 に新たに盛り込むべきテーマ

<回答>

- ・企業倫理
- ・温室効果ガスの排出量
- ・エコ技術の革新
- ・ライフサイクルアセスメント
- ・水資源
- ・生物多様性

Point!



今回のパブリックコメントで新規採用候補に挙げたテーマは G4 に盛り込まれる可能性が高いと考えられ、今後これらテーマの開示の拡充を求める機運が更に高まる可能性があります。また、CSR 報告書への必須記載項目に関する回答からは、企業等が持続可能性の観点で設定した目標とその達成のための戦略を、CSR 報告書を通じて把握したいというステークホルダーの意向が伺えます。CSR 活動を戦略的に実施することはもちろん、その成果をも的確に開示・アピールすることの必要性を改めて認識させる結果といえます。

Q&A : CSR 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

社内不正などの企業不祥事が依然として後を絶たない中、改めて内部通報制度が脚光を浴びています。一方で、通報者への不利益な取り扱いが訴訟に発展した事例もありますし、当社でも内部通報制度があるものの、十分活用されているとはいえません。

内部通報制度の有効な活用に向けて、いかなる工夫をすべきなのでしょう。

Answer

多くの企業が、自社内における法令違反・不正行為等（そのおそれがある場合も含む）について、役職員が専用窓口に通報する「内部通報制度」を設置しています。

本来、法令違反・社内不正等に対しては、当該業務の執行ラインにおいて報告がなされ、是正策が講じられるべきです。しかし、ライン上の上司による関与、または複数の役職員による結託といったケースでは、自浄作用が期待しづらいため、内部通報制度が存在意義を帯びることになります。実際、社内不正の多くは内部通報を契機として発覚しているといえます。

しかし、多くの企業で「通報案件がない。本当に不祥事がないのであればよいが、利用を躊躇されているのでは…」といった声がきかれるなど、十分活用されていないのが実態です。

その理由としては、次のものが考えられます。

- ①利用者である役職員にとって「敷居が高い」という印象がある。
- ②「通報者が特定されるのでは？」「通報により不利益を被るのでは？」という懸念がある（規模の小さい企業は特にこの傾向がある）。
- ③「通報したところで、まともに取り上げられないのではないか」と捉えられている。

①については、通報だけでなく相談受付機能を持たせ、相談事例を社内開示することで、普段から相談しやすい風土を醸成していくことが有効です。

②については、通報者が不利益を被らないことをルール化することや通報者情報の管理を徹底することはもちろんですが、外部窓口の設置も有効な施策の一つです。弁護士事務所や電話受付会社を外部窓口とするのはその典型ですが、小規模なグループ会社を多数有する企業集団では、親会社を外部窓口とするケースもあります。不祥事が発覚した企業では、再発防止の一環として外部窓口を新設するケースが多いのが実情です。

③については、そもそも受付側の調査体制が不十分であることも考えられます。社内調査要領や緊急時対応計画の策定、外部専門家の確保などにより、しかるべき調査体制を整備することが不可欠です。

更には内部通報制度の趣旨目的が十分に浸透していないことが背景事情として存することが考えられるため、社内イントラネットや社内報、コンプライアンスマニュアル等を利用し、制度の周知徹底を行うことはもちろん、経営層や事務局から、制度本来の趣旨（公正かつ透明な企業文化の醸成、早期発見による自浄作用の発揮）を繰り返し訴えかけることが大切です。

以 上

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

CSR・内部統制に関しても、以下のようなコンサルティング・セミナー等を実施しております。
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 コンサルティング第一部（CSR・法務第一・第二グループ）
TEL.03-5296-8912 <http://www.irric.co.jp/>

<CSRコンサルティングメニュー>

- ①経営トップにCSRの本質を理解してほしい。
⇒経営者向けCSR研修
- ②目指すべきCSR像を定めたい。
⇒グランドデザイン策定コンサルティング
- ③迅速かつ確実な手順・ペースで活動を進めたい。
⇒CSRマネジメントシステム構築コンサルティング
- ④まず行動憲章・規範を作りたい。
⇒経営理念、行動憲章・規範、綱領、ガイドブックの策定コンサルティング
- ⑤ステークホルダーとのコミュニケーションを促進したい。
⇒ステークホルダー・ミーティングの企画・運営支援
- ⑥全員参加で進めたい。
⇒教育プログラム策定コンサルティング
CSR社内研修用ビデオの製作

<内部統制コンサルティングメニュー>

- ①役員・従業員に周知徹底させたい。
⇒内部統制セミナー
- ②「リスクの評価と対応」を実践したい。
⇒総合リスクマネジメント・コンサルティング
危機管理体制構築コンサルティング
- ③「法令遵守」の体制・対策を整備したい。
⇒コンプライアンス体制構築コンサルティング
- ④自社固有の「統制環境」を整備したい。
⇒企業行動憲章・役職員行動規範策定コンサルティング
CSRコンサルティング
- ⑤「内部統制に関する基本方針」を具体的に展開したい。
⇒内部統制・CSRグランドデザイン・アクションプラン策定コンサルティング

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2012